

## 附 則

### 6 口座振替のお客さまについての特別措置

#### (1) 適用範囲

従量電灯 B または従量電灯 C により電気の供給を受け、口座振替により料金を支払われるお客さまで、この特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ただし、複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は、この特別措置を適用いたしません。

#### (2) 料 金

イ 各月の料金は、当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお、その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって算定された料金といたします。

初回振替割引額（1 契約につき）	55円00銭
------------------	--------

ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は、イの初回振替割引額は適用いたしません。

#### (3) そ の 他

イ この特別措置は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。

ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

ハ この特別措置は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止

期日に終了いたします。

(イ) お客さまが、従量電灯Bまたは従量電灯Cによる需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。

(ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。